

2022年5月13日

各 位

会 社 名 アトラグループ株式会社
 代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 CEO 久世 博之
 (コード番号：6029 東証スタンダード)
 問 合 せ 先 取締役 CFO 田中 雅樹
 (TEL. 06-6533-7622)

**第三者割当により発行される第4回新株予約権の発行及び
 行使許可及びコミットメント条項付第三者割当契約の締結に関するお知らせ**

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の発行を行うこと（以下、「本第三者割当」という。）及び割当予定先との行使許可及びコミットメント条項付第三者割当契約（以下、「本契約」という。）を締結することについて決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、本新株予約権の発行と本契約の締結を合わせた資金調達スキームを「エクイティ・コミットメント・ライン」という。）。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2022年5月31日
(2) 新株予約権の総数	24,000個
(3) 発 行 価 額	総額1,920,000円（新株予約権1個につき80円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	2,400,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は150円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は2,400,000株です。
(5) 資 金 調 達 の 額	599,520,000円（差引手取概算額：589,028,000円） （内訳）新株予約権発行による調達額：1,920,000円 新株予約権行使による調達額：597,600,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。 また、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。
(6) 行 使 価 額	当初行使価額 249円 当初行使価額は、2022年5月13日開催の取締役会直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当

	<p>社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）であります。</p> <p>また、行使価額は、本新株予約権の割当日の6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）に修正することができます。ただし、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、上記にかかわらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	<p>マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」という。）に対する第三者割当方式</p>
(8) そ の 他	<p>① 行使条件</p> <p>本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2022年5月13日）時点における当社発行済株式総数（9,807,000株）の10%（980,700株）（但し、本新株予約権の発行要項記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%（但し、本新株予約権の発行要項記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>② 新株予約権の取得</p> <p>当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>③ 譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> <p>④ 本契約における定め</p> <p>上記のほか、割当予定先と当社との間で締結予定の本契約において、次の規定がなされます。</p> <p><本新株予約権の行使許可></p> <p>割当予定先であるマイルストーン社は、以下に基づいて当社が本新株予約権の行使の許可（以下、「本行使許可」という。）を行う前に行</p>

使することができる 12,000 個を除き、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。

本行使許可は、当社取締役会の決議により実施されます。

当社は、本行使許可を行う前にマイルストーン社が行使することができる 12,000 個の行使が終了しない限り、本行使許可を行うことができません。

<本新株予約権の行使指示>

割当予定先は、上記の本行使許可にかかる制約を受けるものの、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、次の場合には当社から割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

- ・東京証券取引所における 5 連続取引日の終値単純平均が行使価額の 130% (当初 323.70 円) を超過した場合、当社は、当該日の出来高の 15% を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。
- ・東京証券取引所における 5 連続取引日の終値単純平均が行使価額の 150% (当初 373.50 円) を超過した場合、当社は、当該日の出来高の 20% を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

上記行使指示を受けた割当予定先は、10 取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

なお、本行使指示は 2 連続取引日続けて指示できず、直近 7 連続取引日 (条件成就日を含む。) の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計は、マイルストーン社と当社の取締役である田中克典及び片田徹が締結した株式貸借契約の範囲内 (100,000 株) とし、直近 7 連続取引日 (条件成就日を含む。) 以内にマイルストーン社が既に本新株予約権を行使した株式数は控除することとしております。また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前 11 取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。

<新株予約権の取得請求>

割当予定先は、行使期間満了の 1 ヶ月前 (2024 年 4 月 30 日) の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し取得希望日から 5 取引日前までに事前通知を行うことにより、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額 (80 円) で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。

⑤ その他

	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。
--	--------------------------------------

(注) 本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

【本新株予約権の発行の目的及び理由】

当社グループは、東京証券取引所市場第一部に上場しておりましたが、2022年4月4日よりスタンダード市場上場会社となりました。売上規模、企業規模が小さく、当面は売上高の拡大、企業規模の拡大が最大の課題となっており、M&Aに積極的に取り組んでいく方針であります。

なお、当社グループは、2021年12月期に株式会社ビーユー（現株式会社ペリカン）などの買収等により、有利子負債が増加し、自己資本比率が低下しております。次のM&Aに備えるためには、財務基盤の強化が必要であり、有利子負債を減らしていく方針であります。

当社グループは、本新株予約権の発行により資金を調達し、有利子負債の返済及びM&Aに充当する方針であります。

なお、具体的な資金使途につきましては、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」をご参照ください。

【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

（1）その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、公募増資、第三者割当増資、銀行借入等の資金調達手段を検討いたしました。公募増資については、調達に要する時間及びコストが第三者割当増資より割高であること、第三者割当増資による新株式の発行については、将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、また、主要取引先を中心に第三者割当増資による新株式の発行の検討を行いました。引受の了承を得られる先を見出すことは困難であったため、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。間接金融（銀行借入）による資金調達については、調達環境は良好であるものの、次のM&Aに備える上で財務基盤を改善させることが重要であるとの考えから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。なお、間接金融は、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途（注）4」に記載のとおり、本資金調達方法により、必要資金に達しない不足資金分の補完方法として、考えております。

（2）本資金調達方法（第三者割当による新株予約権の発行）について

本資金調達方法は、当社が主体となり、一定の条件のもと本新株予約権者に行使許可（本行使許可の前に行使することができる12,000個を除く。）及び行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化及び利益に一定程度配慮するスキームとなっています。これらの特徴に鑑みると、本資金調達は現時点において他の資金調達方法と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、①純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、②株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③大株主として長期保有しないこと、④株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、⑤環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れている

ものと判断しております。

① 株式価値希薄化への配慮

本行使許可の前に行使することができる 12,000 個を除き、マイルストーン社は、当社が本行使許可を行った場合に限り、本行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使でき、行使された場合、実際に希薄化は起こりますが、株式での増資に比べて希薄化への配慮はされていると考えます。また、割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるマイルストーン社は、本行使許可の前に行使することができる 12,000 個については本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使をすることができるとともにその他の本新株予約権については本行使許可の範囲内で行使をすることができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、本新株予約権の発行決議日（2022 年 5 月 13 日）時点における当社発行済株式総数（9,807,000 株）の 10%（980,700 株）（但し、本新株予約権の発行要項記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該 10%（但し、本新株予約権の発行要項記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。一方で、行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項が付される予定です。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

② 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行済株式総数は、2022 年 5 月 13 日現在の当社発行済株式総数の 24.47%（2,400,000 株）であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から 6 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により、マイルストーン社に対して取得日の通知又は公告を行った上で、発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。

また、本行使許可の前に行使することができる 12,000 個を除き、マイルストーン社は、当社が本行使許可を行った場合に限り、本行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。

これらにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

④ 行使の促進性

本新株予約権には行使価額修正条項が設定されており、最短で 6 ヶ月の頻度において、本新株予約権の行使価額を当該行使価額修正に係る取締役会決議の前取引日における株価に修正することが可能となっております。行使価額修正条項が設定されていることで、仮に当社株価が行使価額を下回る水準で推移した場合においても、行使価額の修正を行うことで割当予定先に本新株予約権の行使を促すことが可能となります。

また、本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載する特徴を盛り込んでおります。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達手段の可能性も広がってまいります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期に業績向上させることで回復を達成し自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

(3) 本新株予約権の主な留意事項

本新株予約権には、下記に記載した留意事項がありますが、当社においては、上記「(2) 本資金調達方法（第三者割当による新株予約権の発行）について」に記載のように、機動的な資金調達を当社の主導により達成することが可能となること等から、当社にとって下記デメリットを上回る優位性の方が大きいと考えております。

- ① 本新株予約権の下限行使価額は発行決議日の直前取引日時時点の株価を基準として、150 円に設定されているため、株価水準によっては権利行使が行われず、資金調達ができない可能性があります。
- ② 本新株予約権は、株価の下落局面では、下方修正されることがあるため、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額の修正は当社の判断により行われるものであること、行使価額は下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額となります。
- ③ 当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかることがあります。
- ④ 割当予定先は、後述の「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおり、本新株予約権の行使以降は、市場動向を勘案しながら売却する方針ではございますが、割当先の当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。

【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、行使価額の修正を行うことで、当社の資金需要や株価動向を総合的に判断できる一方で、下記に記載するコミットメント条項（行使指示条項）を通じて、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

(1) 行使価額の修正

行使価額は当初行使価額にて原則固定されておりますが、当社は、本新株予約権の割当日の6ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）に修正されます。ただし、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。また、当社取締役会の決議により行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとします。なお、上記にかかわらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過しなければ、当社は新たな行使価額修正をすることができません。

行使価額の修正を行うことで、株価上昇時には資金調達金額の増加、株価下落時には資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。他方で、1回目の行使価額修正を行ってから行使価額の新たな修正を行うには6ヶ月以上経過しなければならないとすることで、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等に該当せず、そのため、発行手続にかかる時間・費用面のコストを最小限に抑えることができます。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

(2) 行使許可条項

本契約においては、以下の行使許可条項が規定される予定です。

マイルストーン社は、本行使許可を行う前に行使することができる12,000個を除き、当社が本行使許可を行った場合に限り、本行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。本行使許可は、当社取締役会の決議により、実施されます。当社は、本行使許可を行う前にマイルストーン社が行使することができる12,000個の行使が終了しない限り、本行使許可を行うことができません。

当社は本行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希

薄化が発生することを抑制しつつ柔軟な資金調達をすることが可能となります。

(3) 行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定される予定です。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合（かかる場合を以下、「条件成就」という。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に当社が本新株予約権の行使を指示（以下、「行使指示」という。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき当社の裁量により割当予定先に10日以内に行行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%（当初323.70円）を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が条件成就の日の東京証券取引所における当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%（当初373.50円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が条件成就の日の東京証券取引所における当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示は2日続けて行うことはできず、行使指示の株数は直近7連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計は、マイルストーン社と当社の取締役である田中 克典及び片田 徹が締結した株式貸借契約の範囲内（100,000株）とし、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）以内にマイルストーン社が既に本新株予約権を行使した株式数は控除することとしております。また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。

(4) 行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2022年5月13日）時点における当社発行済株式総数（9,807,000株）の10%（980,700株）（但し、本新株予約権の発行要項記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%（但し、本新株予約権の発行要項記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

(5) 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、上記（2）の行使許可と相まって、

本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

(6) 取得請求

割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し取得希望日から5取引日前までに事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。

(7) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記(3)記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなる予定です。

また、本スキームには行使価額を下方修正した場合には、資金調達額が予定額を下回る可能性というデメリットがございますが、上記の通り、当社にとって当該デメリットを上回る優位性があると評価できるものと考えております。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	599,520,000円
内訳(新株予約権の発行による調達額)	1,920,000円
(新株予約権の行使による調達額)	597,600,000円
発行諸費用の概算額	10,492,000円
差引手取概算額	589,028,000円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用1,650千円、調査費用170千円、弁護士費用2,000千円、登記関連費用4,133千円、有価証券届出書作成支援費用1,650千円、及び株式事務手数料その他889千円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用及び株式事務手数料は減少します。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

4. 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① M&A資金	300	2022年7月～2024年5月
② 金融機関からの借入金の返済資金	289	2022年6月～2024年5月

- (注) 1. 支出時期までの資金管理について、当社の銀行預金で保管する予定です。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
3. 上記①、②の間で優先順位はなく、支出時期が早いものから充当する予定です。
4. 支出時期までに本新株予約権の行使により必要な資金が調達できなかった場合は、銀行借入による調達または手元資金の充当により対応する予定です。

①M&A 資金

当社グループは、「世界中の人を健康にしたい。」という企業理念を掲げ、鍼灸接骨院支援事業及び玩具販売事業を展開しております。当社グループは企業理念の実現、将来的にプライム市場上場を目指すにあたり、企業規模の拡大、売上規模の拡大に注力しております。2021年12月期においては、株式会社ビーユー（現株式会社ペリカン）などを買収し、売上規模の拡大に取り組んでおり、2022年12月期は増収を見込んでおります。今後も、積極的にM&Aの実現に挑戦し続けていく方針であります。現時点で具体的な案件はないものの、当社グループが展開する鍼灸接骨院支援事業及び玩具販売事業と相乗効果が見込める企業、又は、当社グループがこれまで積み上げてきたリアル店舗の運営に係るノウハウを活かせる企業等を対象として想定しております。

このような方針の下、本新株予約権により調達する資金のうち300百万円をM&A資金に充当いたします。なお、現在、具体的に決定しているM&Aの案件はありませんが、具体的に確定した場合は、速やかに開示いたします。

②金融機関からの借入金の返済

当社グループは、上記①のとおり、企業規模、売上規模の拡大に取り組んでおり、2021年12月期において株式会社ビーユー（現株式会社ペリカン、以下、「ビーユー」という。）などを買収いたしました。これらの影響等から2021年12月末時点の金融機関からの借入金が2,434百万円となっており、自己資本比率は25.7%に低下いたしました。借入金の内訳は、ビーユーの買収に伴うものが600百万円、長期運転資金及び療養費請求に使用するソフトウェアなどの設備投資資金として1,534百万円、短期運転資金として300百万円であり、金融機関より長期借入金で2,134百万円、当座借越枠の実行（短期借入金）として300百万円を調達しております。

今後のM&Aに備え、資金調達余力を確保するために本新株予約権により調達する資金のうち289百万円を借入金の返済に充当いたします。これにより自己資本比率を30%以上にし、財務基盤を改善させることで、今後のM&A実施時に必要な資金を金融機関からの借入により調達できるようにする考えであります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

前述の通り、本資金調達により調達する資金をM&A資金に充当し、事業の拡大を行うことは、成長基盤の確立と企業価値の向上につながり、更には株主価値の持続的向上につながると考えております。また、新たに確保した資金を用いて金融機関からの借入金を返済し、手元資金を維持しつつ、負債を減少させて財務基盤を改善することは、次のM&Aに備える上で重要であると考えております。以上を踏まえ、当社は、かかる資金使途は合理的と判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額の決定については、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長 野口真人、以下「プルータス社」という。）に対して本新株予約権の公正価値算定を依頼し、価値算定書（以下「本価値算定書」という。）を取得しております。プルータス社は、発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一定の前提（当社株式の株価、ボラティリティ、行使期間、配当利回り、無リスク利子率、行使条件等）の下、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。

そこで、当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額の80円（1株当たり0.80円）といたしました。

本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日（2022年5月12日）の東京証券取引所における普通取引の終値249円を参考として、当該金額と同額である1株249円に決定いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均256.11円に対する乖離率は $\Delta 2.78\%$ 、当該直前営業日までの3か月間の終値平均254.93円に対する乖離率は $\Delta 2.33\%$ 、当該直前営業日までの6か月間の終値平均267.81円に対する乖離率は $\Delta 7.02\%$ となっております。本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近数ヶ月間の当社株価の変動が激しかったため、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価額を算定するのは、株主の皆様の利益にもそぐわないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じており、また、これにより算定した発行価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断にあたっては、当社監査等委員会から、本新株予約権の発行条件が特に有利な条件に該当するものではなく、適法である旨の意見を受けております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は2,400,000株であり、2022年5月13日現在の当社発行済株式総数9,807,000株に対し24.47%（当社議決権個数97,842個に対しては24.53%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、本第三者割当は、当社グループの事業規模拡大及び財務基盤の強化を目的に行うものであり、当社グループ全体での売上高及び利益の向上並びに財務体質の安定化につながることから、中長期的には企業価値の向上による既存株主の皆様利益拡大が図られると考えております。前述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が可能で、また、行使許可条項が付されているとともに取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得し、本資金調達の必要性が低くなった場合における株式の希薄化を防止することが可能です。

また、当社グループの過去3期の1株当たり当期純損失は、2019年12月期16.71円、2020年12月

期 49.87 円、2021 年 12 月期 36.76 円となっております。本件の資金調達により選択と集中を図り、持続的な成長をすることにより、当期純利益の改善が図れるものと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、本新株予約権による希薄化の影響以上に既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社		
(2) 所在地	東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦		
(4) 事業内容	投資事業		
(5) 資本金	10百万円		
(6) 設立年月日	2012年2月1日 (注)		
(7) 発行済株式数	200株		
(8) 決算期	1月31日		
(9) 従業員数	4人		
(10) 主要取引先	株式会社SBI証券		
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2020年1月期	2021年1月期	2022年1月期
純 資 産	1,635	2,251	2,651
総 資 産	2,629	2,822	3,448
1株当たり純資産(円)	8,176,956	11,257,821	13,258,504
売 上 高	3,391	4,341	5,311
営 業 利 益	847	735	980
経 常 利 益	834	747	977
当 期 純 利 益	551	616	400
1株当たり当期純利益(円)	2,758,916	3,080,865	2,000,682
1株当たり配当金(円)	-	-	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、2012年2月1日にマイルストーン・アドバイザー株式会社（2009年2月設立、旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）による新設分割により設立されております。

※ 割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関（株式会社トクチョー 東京都千代田区）に調査を依頼しました。株式会社トクチョーからは、反社会的勢力等の関与事実が無い旨の調査報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、登記簿謄本などの官公庁提出書類等の公開情報や、独自情報等から調査、分析をしたとの回答を得ております。当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、割当予定先の法人、割当予定先の代表取締役、役員又は主要株主（主な出資者）は反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先を選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、2022年5月13日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、2009年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にしております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業52社に対して、第三者割当による新株式、新株予約権及び新株予約権付社債の引受けを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、「2. 募集の目的及び理由【本資金調達方法を選択した理由】」に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

マイルストーン社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、2021年2月1日から2022年1月31日に係るマイルストーン社の第10期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高が5,311百万円、営業利益が980百万円、経常利益が977百万円、当期純利益が400百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、2022年1月31日現在の純資産が2,651百万円、総資産が3,448百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の残高照会の写しを受領し、2022年5月9日現在の預金残高が1,080百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、マイルストーン社が本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、下記株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、また、その円滑な実施のために、当社の取締役である田中 克典及び片田 徹との間で、当社株式の貸借契約を締結します。マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

(5) 株式貸借に関する契約

割当予定先であるマイルストーン社は、当社の取締役である田中 克典及び片田 徹との間で、2022年5月13日から2024年5月30日までの期間において当社普通株式100,000株を借り受ける株式貸借契約（貸株利率：0.1%）を締結する予定です。

当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しております。

(6) その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結する予定の本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2022年5月13日現在）	
一般社団法人みどり会	38.92%
蘇 乾聞	8.56%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.42%
auカブドットコム証券株式会社	2.82%
片田 徹	2.59%
久世 博之	2.53%
田中 克典	1.58%
柚木 孝夫	1.56%
会田 正英	1.23%
上遠野 俊一	0.98%

（注）1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 募集前の大株主及び持株比率は、2021年12月31日時点の株主名簿における議決権数に2022年5月13日に発行した譲渡制限付株式報酬としての新株式40,000株に係る議決権400個を加えた議決権数を基準としております。
3. 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は2022年5月31日から2024年5月30日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
4. 本新株予約権の行使により交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は表示しておりません。

8. 今後の見通し

現在のところ、2022年2月18日に発表いたしました「2022年12月期の連結業績予想」に変更はありません。

また、本新株予約権の発行による払込みがなされるとともに本新株予約権が行使され、調達資金の用途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
売上高	2,833,781千円	2,426,748千円	3,158,240千円
営業利益	25,196千円	△410,160千円	△223,022千円
経常利益	31,411千円	△395,835千円	△224,672千円
親会社株主に帰属する当期純利益	△146,664千円	△440,764千円	△351,122千円
1株当たり当期純利益	△16.71円	△49.87円	△36.76円
1株当たり配当金	3.5円	3.5円	－円
1株当たり純資産	208.95円	154.00円	147.69円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2022年5月13日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	9,807,000株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	－株	－%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
始 値	394 円	355 円	307 円
高 値	633 円	415 円	420 円
安 値	205 円	155 円	280 円
終 値	363 円	307 円	290 円

② 最近6か月間の状況

	12月	1月	2月	3月	4月	5月
始 値	280 円	290 円	254 円	251 円	260 円	252 円
高 値	367 円	291 円	269 円	277 円	265 円	260 円
安 値	280 円	248 円	249 円	233 円	251 円	249 円
終 値	290 円	254 円	249 円	260 円	256 円	249 円

(注) 2022年5月の株価については、2022年5月12日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日株価

	2022年5月12日
始 値	250 円
高 値	251 円
安 値	249 円
終 値	249 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行

払 込 期 日	2019年5月10日
調 達 資 金 の 額	10,678,000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	1株につき380円
募集時における 発行済株式数	8,759,000株
当該募集による 発行株式数	28,100株
募集後における 発行済株式総数	8,787,100株
割 当 先	取締役7名
発行時における 当初の資金使途	譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行であるため、該当なし
発行時における 支出予定時	譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行であるため、該当なし
現時点における 充 当 状 況	譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行であるため、該当なし

② 第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	2021年3月29日
調 達 資 金 の 額	2,941,752,000円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	1株につき358円
募集時における 発行済株式数	8,889,100株
当該募集による 発行株式数	837,900株
募集後における 発行済株式総数	9,727,000株
割 当 先	蘇 乾聞
発行時における 当初の資金使途	① 運転資金 (147,000千円) ② 借入金の返済 (147,000千円)
発行時における 支出予定時	① 運転資金 2021年4月～2021年12月 ② 借入金の返済 2021年4月～2022年3月
現時点における 充 当 状 況	① 運転資金 147,000千円 (2021年4月～2021年12月) ② 借入金の返済 147,000千円 (2021年4月～2022年3月)

③ 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行

払 込 期 日	2021年5月14日
調 達 資 金 の 額	14,120,000円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	1株につき353円
募集時における 発行済株式数	9,727,000株
当該募集による 発行株式数	40,000株
募集後における 発行済株式総数	9,767,000株
割 当 先	取締役2名
発行時における 当初の資金使途	譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行であるため、該当なし
発行時における 支出予定時	譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行であるため、該当なし
現時点における 充 当 状 況	譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行であるため、該当なし

④ 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行

払 込 期 日	2022年5月13日
調 達 資 金 の 額	10,320,000円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	1株につき258円
募集時における 発行済株式数	9,767,000株

当該募集による発行株式数	40,000株
募集後における発行済株式総数	9,807,000株
割当先	取締役1名
発行時における当初の資金使途	譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行であるため、該当なし
発行時における支出予定時	譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行であるため、該当なし
現時点における充当状況	譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行であるため、該当なし

10. 発行要項

アトラグループ株式会社第4回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 アトラグループ株式会社第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金1,920,000円
3. 申込期日 令和4年5月31日
4. 割当日及び払込期日 令和4年5月31日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社へ割り当ててる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,400,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 24,000 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 80 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、249 円とする。但し、行使価額は第 11 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

(1) 当社は、本新株予約権の割当日の 6 ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）に修正される。なお、本号に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から 6 ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。

(2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が 150 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で

行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内} \times \text{に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}} \times (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所市場（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

令和4年5月31日から令和6年5月30日（但し、令和6年5月30日が銀行営業日でない場合にはその

前銀行営業日)までの期間とする。但し、第 15 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の 1 ヶ月前までに通知する。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(令和 4 年 5 月 13 日)時点における当社発行済株式総数(9,807,000 株)の 10%(980,700 株)(但し、第 11 項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超えることとなる場合の、当該 10%(但し、第 11 項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から 6 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
第 12 項ないし第 15 項、第 17 項及び第 18 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 12 項に定める行使期間中に第 21 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 22 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

20. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

21. 行使請求受付場所

アトラグループ株式会社 総務人事部
大阪市西区立売堀四丁目 6 番 9 号

22. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 桜川支店

23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 80 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、当初の行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前日（令和 4 年 5 月 12 日）の東証における当社普通株式の終値 249 円を基に決定した。

24. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上